○国立大学法人横浜国立大学コンプライアンス基本規則

（平成29年10月12日規則第87号）

改正　平成29年11月30日規則第103号　平成30年3月29日規則第47号
平成31年3月26日規則第35号　令和2年3月30日規則第65号

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　コンプライアンスとは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。

(2)　役職員とは、本学に所属する役員及び教職員並びに派遣契約に基づき本学の業務に従事する者をいう。

(3)　部局とは、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（平成16年規則第5号）第10条第1項、第11条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第17条第1項、第17条の2第1項、第18条第1項、第21条の4第1項及び第22条第1項に規定する組織をいう。

(4)　コンプライアンス事案とは、本学の役職員に関わる法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

（役職員の責務）

第3条　役職員は、横浜国立大学憲章の定める理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって、公正・公平かつ誠実な職務の執行に努めなければならない。

2　役職員は、次のことを行ってはならない。

(1)　自らコンプライアンス違反を行うこと。

(2)　他の役職員に対し、コンプライアンス違反を行うことを指示・教唆すること。

(3)　他の役職員のコンプライアンス違反を黙認すること。

（他の規則等との関係）

第4条　この規則の定めにかかわらず、他の規則等においてコンプライアンスに関し、別段の定めがあるときは、当該規則等の定めるところによる。

第2章　コンプライアンス推進体制

（最高責任者）

第5条　本学のコンプライアンス推進における最高責任者は、学長とする。

（総括責任者）

第6条　本学に、コンプライアンス推進に関する業務を統括させるため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2　総括責任者は、コンプライアンスに係る方策の総合調整を行うとともに、コンプライアンス事案への本学の対応を統括する。

（推進責任者）

第7条　本学に、総括責任者の指示に基づき、当該部局に係るコンプライアンスの推進に関する業務を行わせるため、別表第1に定めるコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

（コンプライアンス委員会）

第8条　本学に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第9条　委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定に関する事項

(2)　コンプライアンス事案の防止活動の実施計画の策定に関する事項

(3)　その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

（組織）

第10条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　総括責任者

(2)　学長が指名する理事及び副学長

(3)　その他総括責任者が指名する者

（委員長及び副委員長）

第11条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総括責任者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（任期）

第12条　第10条第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（構成員以外の者の出席）

第13条　委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を求めることができる。

（専門委員会）

第14条　コンプライアンスに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会について必要な事項は、別に定める。

（コンプライアンス室）

第15条　本学に、コンプライアンスに関する業務を処理するため、コンプライアンス室を置く。

2　コンプライアンス室に関する必要な事項は別に定める。

第3章　コンプライアンス事案の防止活動

（教育及び研修）

第16条　総括責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、役職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を深めるために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2　推進責任者は、当該部局の教職員に対し、コンプライアンス意識の醸成に関し常に啓発・指導を行うよう努めなければならない。

（内部監査）

第17条　学長は、必要に応じ、全学又は特定部局等のコンプライアンス事案に係る内部監査を、監査室長に指示し実施するものとする。

2　総括責任者及び推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、コンプライアンス事案の防止活動の充実に努めなければならない。

第4章　コンプライアンス事案への対応

（コンプライアンス通報・相談窓口）

第18条　本学に、役職員からのコンプライアンス事案に係る通報又は相談（以下、「コンプライアンス通報等」という。）への対応を行うため、コンプライアンス室にコンプライアンス通報・相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を置く。

（報告及び通報）

第19条　役職員は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに上司又は推進責任者にその内容を報告するものとする。ただし、報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該役職員は、その報告を行わず、通報・相談窓口に通報することができる。

2　前項の報告を受けた上司は、速やかに推進責任者に報告しなければならない。ただし、報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該上司は、その報告を行わず、通報・相談窓口に通報することができる。

3　第1項又は前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案について、軽微なものを除き、総括責任者及び当該業務を所掌する理事又は副学長に報告しなければならない。

4　第1項又は第2項の通報・相談窓口への通報に関し、当該通報窓口の担当者は当該コンプライアンス事案について総括責任者に報告しなければならない。

5　総括責任者は、第3項あるいは前項の報告を受けたときは速やかに最高責任者に報告するものとする。

（本学役職員以外の者による情報提供等）

第20条　前条第1項の規定は、本学の役職員以外の者がコンッププライアンス事案に係る情報を教職員に対して提供し、又は通報・相談窓口を利用することを妨げるものではない。

（報告者の責務）

第21条　コンプライアンス事案に係る報告又は通報を行う者（以下「報告者」という。）は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告又は通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

（役職員に係る調査の手続）

第22条　役職員に関する第19条第3項あるいは第4項の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて当該コンプライアンス事案の事実関係について、推進責任者又は当該業務を所掌する理事若しくは副学長に調査を指示するものとする。ただし、総括責任者が自ら調査を行うことを妨げない。

2　推進責任者又は当該業務を所掌する理事若しくは副学長は、前項の調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

3　総括責任者は、前項の報告を受けた場合、速やかに最高責任者に報告するものとする。

4　総括責任者は、第2項の報告により必要と認める場合には、懲戒の手続に移行させることについて担当理事及び副学長と協議の上、学長に具申する。

（コンプライアンス事案への対応に当たっての適切な配慮）

第23条　総括責任者及び推進責任者は、本学におけるコンプライアンス事案への対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

(1)　報告者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

(2)　当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。

(3)　当該コンプライアンス事案に係る調査に当たって、必要に応じて専門的な知見を有する学外者の参画を得るなどその客観性及び公正性を確保すること。

（学長が行う措置）

第24条　学長は、第19条第5項並びに第22条第3項及び第4項に基づく報告等を受けたときは、必要に応じて当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復させるとともに、再発防止又は懲戒等の必要な措置を講じなければならない。

（説明責任）

第25条　学長は、コンプライアンス事案については、法令に基づき関係機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的影響を踏まえ、必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。

第5章　雑則

（雑則）

第26条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附　則（平成29年11月30日規則第103号）

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附　則（平成30年3月29日規則第47号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（平成31年3月26日規則第35号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和2年3月30日規則第65号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

部　　局	推進責任者
教育学部	教育学部長
附属教育デザインセンター	
附属高度理科教員養成センター	
教育学部附属鎌倉小学校	校長
教育学部附属鎌倉中学校	校長
教育学部附属横浜小学校	校長
教育学部附属横浜中学校	校長
教育学部附属特別支援学校	校長
附属アジア経済研究センター	経済学部長
国際社会科学研究院	国際社会科学研究院長
工学研究院	工学研究院長

<table>
<tr><td colspan="2">環境情報研究院</td><td rowspan="2">環境情報研究院長</td></tr>
<tr><td colspan="2">附属臨海環境センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市イノベーション研究院</td><td>都市イノベーション研究院長</td></tr>
<tr><td colspan="2">先端科学高等研究院</td><td>副高等研究院長</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダイバーシティ戦略推進本部</td><td>ダイバーシティ戦略推進本部長</td></tr>
<tr><td colspan="2">附属図書館</td><td>附属図書館長</td></tr>
<tr><td colspan="2">研究推進機構</td><td>機構長</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報戦略推進機構</td><td>機構長</td></tr>
<tr><td colspan="2">国際戦略推進機構</td><td>機構長</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域連携推進機構</td><td>機構長</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全衛生推進機構</td><td>機構長</td></tr>
<tr><td colspan="2">高大接続・全学教育推進センター</td><td>センター長</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学院教育強化推進センター</td><td>センター長</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>総務企画部、財務部、学務部、施設部、研究・学術情報部</td><td>事務局長</td></tr>
<tr><td colspan="2">国際戦略室</td><td>室長</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学戦略情報分析室</td><td>室長</td></tr>
</table>